

秋田市総合教育会議運営要綱

〔平成27年6月3日〕
総合教育会議

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、秋田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の手続等)

第2条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、会議の開催場所および開催日時ならびに協議し、又は調整しようとするべき事項（以下「協議題」という。）をあらかじめ構成員に通知して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 市長は、総合教育会議の招集を行った場合は、会議の開催場所および開催日時ならびに協議題をあらかじめ告示しなければならない。ただし、急施を要する場合については、この限りでない。

3 総合教育会議の議長は、市長とする。

(協議題)

第3条 協議題は、次に掲げる事項のうちから、市長が決定するものとする。

(1) 市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事項

(2) 予算の編成、条例の制定改廃等に関し市長と教育委員会とが調整を図ることが必要と認められる事項又は市長の事務と教育委員会の事務との連携を図ることが必要と認められる事項

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合その他の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育を行うための諸条件の整備その他の市の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項のうち、市長と教育委員会が協議し、又は調整を図ることが必要と認められるもの

(総合教育会議の非公開)

第4条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととすることができる。

(1) 協議題に個人情報（秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）を含む場合であって、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 協議題が教育予算その他の議会の議決を経るべき議案に係る事項である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議の公正が害されるおそれがあると認める場合その他公益上必要があると認める場合

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 総合教育会議の開催日時および場所

(2) 総合教育会議に出席した構成員の氏名

(3) 構成員および傍聴人を除くほか、総合教育会議に出席した者の氏名

(4) 総合教育会議において協議し、又は調整した事項および当該事項についての大要

(5) 前各号に掲げるもののほか、総合教育会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により公開しないこととした事項および議長が取消しを命じた発言は、議事録に記載しないものとする。

(公表の方法)

第6条 法第1条の4第7項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）第2条第2項に規

定する掲示場への掲示

(2) インターネットの利用

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合教育会議が必要と認める方法
(傍聴人)

第7条 総合教育会議を傍聴しようとする者に係る手続その他必要な事項については、秋田市教育委員会傍聴人規則（昭和27年秋田市教委規則第4号）の例による。

(事務局)

第8条 総合教育会議の事務局は、企画財政部企画調整課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月3日から施行する。